

沖縄県警察装備品の管理に関する訓令

発出月日：平成24年9月25日

文書番号：沖縄県警察本部訓令21

公表範囲：全文

（目的）

第1条 この訓令は、沖縄県警察における警察装備品（以下「装備品」という。）の亡失、修理等の手続、保管、点検等に関する事項を定めることを目的とする。

（装備品の範囲）

第2条 この訓令における装備品とは、警察活動を達成するために保有する装備品（拳銃、車両、船舶及び航空機を除く。）であり、かつ、沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第28号）第2条第1項及び第4条第1項に定める支給品及び貸与品以外のものであって、装備品管理責任者（以下「管理責任者」という。）が定めるものをいう。

[沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第28号）第2条第1項] [第4条第1項]

（準拠）

第3条 装備品の管理は、沖縄県警察国有物品管理規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第8号）及び沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

[沖縄県警察国有物品管理規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第8号）]

（管理責任者）

第4条 警察本部に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、警務部長とする。

3 管理責任者は、装備品の配置、保管、亡失等の報告、点検等に関する事務を統括し、装備品の現況を総合的に把握するものとする。

（副管理責任者）

第5条 管理責任者の下に、副装備品管理責任者（以下「副管理責任者」という。）を置く。

2 副管理責任者は、警務部警務課長とする。

3 副管理責任者は、管理責任者の事務を補佐するものとする。

（保管責任者）

第6条 装備品を保有する所属に、装備品保管責任者（以下「保管責任者」という。）を置く。

2 保管責任者は、当該所属の長とする。

（取扱責任者）

第7条 本部各所属及び各警察署に装備品取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

2 本部各所属にあつては次席（交通部交通機動隊及び警備部機動隊にあつては副隊長）を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長を取扱責任者とする。

3 取扱責任者は、保管責任者を補佐し、配置した装備品の保有数、保管、点検等に関す

る事務を行うものとする。

(取扱補助者)

第8条 保管責任者は、所属の警察職員から装備品取扱補助者（以下「取扱補助者」という。）を指定するものとする。

2 取扱補助者は、取扱責任者の事務を補助するものとする。

(簿冊)

第9条 保管責任者は、次に掲げる簿冊を備付け、常に装備品の管理状況を明らかにしなければならない。

(1) 装備品現在簿兼点検簿（様式第1号）

(2) 装備品貸出簿（様式第2号）

(亡失、修理等の手続)

第10条 保管責任者は、装備品を亡失又は損傷したときは、関係書類の写しを添えて管理責任者に報告しなければならない。

2 保管責任者は、装備品に修理の必要が生じたときは、書面でその旨を管理責任者に報告しなければならない。

(保管)

第11条 保管責任者は、管理する装備品を所定の場所に整理格納し、常に良好な状態で保管しなければならない。

(点検)

第12条 保管責任者は、管理する装備品の現況について3か月を目安として、定期的に点検を行い、装備品現在簿兼点検簿に記載するものとする。この場合において、不備のある装備品を確認したときは、速やかに適切な処置を執らなければならない。

(使用心得)

第13条 装備品を使用する警察職員は、装備品の用途に応じた適切な使用に配意しなければならない。この場合において、装備品を亡失又は損傷したときは、速やかに保管責任者に報告するものとする。

(使用統制等)

第14条 管理責任者は、災害、事故等のため多数の装備品を必要とし、又は特定の装備品を重点的に配置する必要があると認めるときは、全ての装備品について、使用統制を行うことができる。

2 保管責任者は、装備品を効果的に活用するとともに、前項の使用統制以外の場合において、必要があると認めるときは、各所属間で相互に援助し、有効な活用に努めなければならない。

(教養訓練)

第15条 保管責任者は、所属の警察職員に対し、装備品の効果的かつ有効的な使用に資するよう、次の各号に定める事項について、定期的に教養訓練を実施しなければならない。

(1) 装備品の性能及び用途

(2) 装備品の使用要領

(3) 装備品の保管方法及び亡失、修理等の手続

(補則)

第16条 装備品の管理は、沖縄県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成24年沖縄県警察本部訓令第2号）第2条第1項に規定する県警察情報管理システムにより

行うものとする。

[沖縄県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成24年沖縄県警察本部訓令第2号）第2条第1項]

2 この訓令に定めるもののほか、装備品の管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定めることができる。

附 則

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

様式等省略